

平成27年 第2回別海町教育委員会 会議録

- 1 開催日時 平成27年3月3日(火) 午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 別海町役場 町議会第2委員会室
- 3 出席委員 (3名)

教育委員長	大塚保男
教育委員	上田茂
教育長	真籠毅
- 4 欠席委員 (2名)

教育委員長職務代理	木村江里
教育委員	伊勢浩子
- 5 出席職員 (15名)

教育部長	中谷隆弘
指導主幹	谷口秀文
指導参事	古森康晴
教育部次長	下地哲
教育部次長	上杉光博
学務課長	佐々木栄典
学務課主幹	福原義人
学務課主幹	松田勝広
生涯学習課主幹	干場富夫
生涯学習課主査	立澤雅彦
中央公民館主査	森野志保
中央公民館主任	今野学
西公民館長	石川誠
東公民館長	中澤庄一
図書館・郷土資料館長	佐藤清美
- 6 議事日程
 - 議案第1号 別海町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第2号 別海町就学指導委員会設置条例施行規則の一部を改正する規則

	の制定について
議案第 3 号	別海町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号	別海町立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 5 号	別海町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 6 号	別海町教育委員会事務局等の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 7 号	別海町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 8 号	別海町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 9 号	別海町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 10 号	別海町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 11 号	別海町教育事務執行の点検評価等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第 12 号	別海町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第 13 号	別海町教育委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第 14 号	別海町中央公民館中西別分館活動推進委員会委員の解職について
議案第 15 号	校長・教頭の人事について
協議案第 1 号	平成 27 年度町立小・中学校等の入学式の日程について

－【開 会】－

大塚委員長

ただ今から、平成 27 年第 2 回の別海町教育委員会会議を開会いたします。

本日の出席委員は 3 名です。木村委員、伊勢委員が所用により欠席しております。別海町教育委員会会議規則第 5 条の定足数には達していますので、会議は成立いたします。

それでは開会にあたりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

何度も暴風雪に見舞われている今年の道東の冬ですけれども、雪の捨て場もないくらい、記録的な積雪量で住民は大変な思いをしているかと思えます。

大塚委員長

いよいよ3月に入りましたけれども、年度末を迎え、荒れた天候にならずに無事に年度末を乗り越えたいと願っているところであります。

また、今月は、小・中学校の卒業式あるいは幼稚園の卒園式がありますけれども、委員、そして職員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

少し長くなって恐縮ですけれども、ご承知のとおり、川崎市の中学1年生が年上の3人の少年による殺害事件がありました。なんともむごく、かわいそうな事件であり、家族、友人、先生達がなぜ気づかなかったのかと思うと、残念でなりません。

平成25年6月に、いじめ防止対策推進法が成立し、国では10月に、いじめ防止等のための基本的な方針が策定されました。それを踏まえて、昨年11月の教育委員会議で本町においても、別海町子どものいじめ防止に関する基本方針を策定したところでありますが、是非ともこの基本方針に基づき、かけがえのない存在である児童・生徒、一人一人が元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう改めて学校、家庭、地域、そして関係機関が連携し、共通認識のもとに取り組んでいきたいと強く感じています。長くなりましたが、本日の挨拶に変えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

大塚委員長

それでは、日程第2「前回会議録の承認」に入ります。

前回第1回の会議録について、事前に各委員さんに事務局から送付しておりますので、訂正・ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。いかがですか。

(「なし」の声あり)

大塚委員長

特にないということですので、第1回の会議録について承認することとしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

大塚委員長

会議録については承認することといたします。

－【報 告】－

大塚委員長

それでは、日程第3「報告」に入ります。

真籠教育長から報告事項をお願いいたします。

真籠教育長

それでは私のほうから、2月12日に開催されました、第1回の教育委員会議以降から本日までの行事や実施事業等について報告します。

まず、13日ですが、午前9時30分から、別海中央小学校の月例公開研究会が開催され、教育委員長・教育長が出席しております。また、校長からは学校力向上総合実践事業の指定校になっていることから、実践内容等について報告がありました。学校力向上はチーム力向上からを合言葉に大きな成

果を上げております。

同日午後1時30分からは、別海町社会教育委員自主研修会が開催されております。初めての試みで、社会教育委員皆さんの意気込みが感じられました。

同日午後5時から、別海高校において、学校運営協議会が開催され、委員として教育長が出席しております。別海高校普通科の間口減、町内中学生の町外受験の増加に伴い、魅力ある高校づくりへの方策検討を早急に実施するよう要望をしております。

15日ですが、悪天候ではありましたが、枚方市幹部職員が別海町を訪問され、本町幹部職員との交流会や吹雪体験、乳業公社等の施設見学などが行われました。教育長・教育部長・教育次長が出席しております。

16日は、3週連続の暴風雪となり、全小中学校・全公立幼稚園が休校・休園となっております。

翌17日も休校、2時間から4時間遅れの授業再開などとなっており、学校によっては、授業の規定時間数が満たなくなり、土日の授業や放課後時間を延長した授業を行っております。

また、同日午前10時30分からは定例の教頭会議が開催されております。

翌18日には、午後1時30分より平成26年度定期監査報告が監査委員よりありました。

同日午後2時から、第1回プロ野球イースタンリーグ公式戦の実行委員会が開催されております。本年の6月13日に、日本ハムファイターズと読売ジャイアンツのイースタン公式戦が、本町の町営球場で開催されますので、実行委員会を立ち上げて準備を整えることとしております。

翌19日には、午前10時30分から別海町学校給食センター運営委員会が開催されております。本年度4月に栄養教諭が配置され食育授業や給食指導が活発に行われたこと、学校給食の供給計画、給食の安全管理等について協議されております。

同日午後4時から、少年少女下の句カルタ全道大会に出場する別海中央小学校、中春別小学校の合同チームと野付中学校のチームが教育長に表敬訪問をしております。

21日には、友好都市の枚方市体育協会一行が別海町を訪問され、本町の体育協会関係者等との交歓会を開催しております。教育長・教育部長・次長が出席しております。

23日午後3時30分から、公立幼稚園定例園長会議が開催されております。

真籠教育長

翌 24 日午前 10 時から、議会全員協議会が開催されております。

翌 25 日午前 10 時から、西公民館にて西部地区寿大学終了式が開催されております。

同日午後 2 時から、根室市にて第 6 回根室管内教育長会議が開催されております。

翌 26 日午後 2 時から、別海小中学校閉校に伴う要請行動が町長室にてあり、教育長等が出席しております。

同日午後 3 時から、平成 26 年度別海町地域生涯学習推進協議会交流会が開催されております。

同日午後 4 時 30 分から、全道少年少女下の句カルタ大会で、昨年に引き続き優勝を果たした野付中学校と、小学生の部で活躍した別海中央小・中春別小の合同チームが町長・教育長を訪問し結果報告がありました。

28 日には、平成 26 年度退職校長激励会が中標津町で開催され、教育長・指導主幹が出席しております。

3 月 1 日には、別海高校の卒業式が挙行され、教育委員長・伊勢委員が出席しております。

以上、雑駁ですが報告とさせていただきます。

－【議 事】－

大塚委員長

それでは日程第 4「議事」に入ります。

－【議 案】－

大塚委員長

議案第 1 号と議案第 2 号については、関連しておりますので事務局から一括して説明願います。

学務課長

それでは、議案第 1 号および第 2 号について内容説明します。

まず、議案第 1 号「別海町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」内容説明いたします。

議案の 1 ページになります。

今回の改正につきましては、平成 24 年 7 月に中央教育審議会において公表されました特別支援教育の推進に関する報告の中で、子どもの就学先決定の仕組みづくりの見直し提言を受け、今回、学校教育法施行令の一部が改正されましたので、関連する条例について所要の改正を行うものであります。改正の内容については、従来の就学指導委員会が行っておりました就学指導に加えまして、早期から教育相談や支援、就学先決定、更にその後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、題名を「別海町教育支援委員会設置条例」に改めるものであります。

併せまして、充実した相談業務を行うため、委員の人数をこれまで 15 名以内から 25 名以内に改正する内容となっています。

学務課長

それでは改正部分について、別冊の第2回別海町教育委員会会議資料で説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。

別海町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

左側が改正後、右側が改正前となっております。

はじめに題名について、先程も説明したとおり従来の就学指導に加えまして、早期から教育相談や支援、その後の一環した支援についても助言を行う観点から名称を「教育支援委員会」に改めるものであります。

次に、第1条について、学校保健法第5条から学校保健安全法第12条に、別海町就学指導委員会を別海町教育支援委員会に改めるものであります。

次に、第2条について、委員15名以内の組織を充実した相談業務を行うため25名以内に改める内容となっております。

附則と致しまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第2号「別海町就学指導委員会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」内容説明いたします。

本規則の改正につきましても条例同様に所要の改正をするものであります。

資料の2ページをお開きください。

別海町就学指導委員会設置条例施行規則の一部を改正する条例の新旧対照表です。

まず、題名及び第1条については、就学指導委員会を教育支援委員会に改めるものであります。

第2条、組織の構成であります。これまで学識経験者2名、小・中学校の校長1名、教頭1名、小・中学校の教諭、特別支援学級の担当教諭及び担当経験者等をそれぞれ、学識経験者を若干名、小学校の校長1名、中学校の校長1名、特別支援教育コーディネーター及び特別支援学級担当者等に改めるものであります。

続いて、第3条の専門委員の業務内容であります。第1項第5号に特別支援教育に係る研修を新しく加えるものであります。

第4条は入校判定ですが、第1項第1号アにおいて、普通学級担当教員に委員を加え、併せて児童生徒に未就学児、さらに観察に検査を新しく加えるものであります。

イにおいては、これまで資料を作成し教育委員会へ報告することを、保護者面談後を加え教育委員会へ報告する内容にするものです。

第3号イにおいては、判定区分であります。「通級指導教室」を加え5

学務課長	区分に改めるものであります。 附則と致しまして、この規則は平成２７年４月１日から施行するものであります。 以上で議案第１号及び第２号の内容説明を終わります。
大塚委員長	はい。ただいま、学務課長から説明をいただきました。これに関して、質問・ご意見ありますでしょうか。
上田委員	はい。
大塚委員長	はい。上田委員
上田委員	議案第２号第２条第３号中「小・中校長の校長」を「小学校の校長」に、「小・中学校の教頭」を「中学校の校長」に改めていますが、教頭を除いたのはどうしてですか。
学務課長	はい。教頭先生については、日常業務、教育業務が多忙ということもありまして、業務の軽減を図るということで、今回の教育支援委員会については、教頭先生を除かせていただいたという経過であります。以上です。
大塚委員長	はい。上田委員、よろしいでしょうか。
上田委員	はい。 他に何かございませんか。 （「なし」の声あり）
大塚委員長	それでは採決いたします。議案第１号及び議案第２号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
大塚委員長	異議なしと認め、議案第１号及び議案第２号について原案のとおり決定することといたします。よろしくお願いいたします。 続きまして、議案第３号と議案第４号については、関連しておりますので事務局から一括して説明願います。
学務課長	はい。それでは議案第３号および第４号の内容説明します。 まず、議案第３号「別海町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。 議案の４ページになります。 今回の改正につきまして、平成２７年４月から市町村を実施主体とする新たな子ども・子育て支援制度移行に係る、給付費制度導入に伴い保育料等の変更さらに、公立幼稚園の運営についても変更が生じることから、関連する所要の条例及び規則を改正するものです。 それでは改正部分について、別冊の資料で説明させていただきます。 資料の６ページをお開きください。 別海町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。改正後

学務課長

で説明します。

第1条の設置では、教育基本法及び学校教育法に新しく「子ども子育て支援法」を加えるものであります。

つづいて第3条の保育料等について、これまで保育料1人につき月額6,500円、入園料1人につき3,000円を、新制度移行に伴い国が定める基準により町で算定した額に改めるものであります。

なお、額については公立・私立とも自治体が定めることとなっており、別に定める別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の中の利用者負担額で納付することに改めております。

なお、入園料については、新制度下では所得に応じて市町村が定める利用者負担額の中で賄うことが基本とされているため、削除しております。

また用語の定義としてこれまでの保育料から利用者負担額に改めております。

続いて、第4条の利用者負担額等について、利用者負担額等及び関連する必要な事項は、別に定める条例のとおりとして定めており、これによりこれまで定めていた減免条項については削除しております。

続いて、議案第4号「別海町立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」内容について説明します。

本規則の改正につきましても条例同様に所要の規則の改正をするものであります。

資料の8ページをお開きください

まず、第2条の入園資格であります、町内に住所を有し、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童とするに改めるものであります。

法にそった条文に改めております。

続いて、第11条は入園申込について、新たに認定申請書と併せた入園申込に改めたものであります。

続いて、第14条及び第15条は、保育料を利用者負担額に改めており、改正前で定めていた第16条の減免規定については、別に定めておりますので削除しております。

附則と致しまして、この規則は子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行するものであります。

以上で議案第3号及び第4号の内容説明を終わります。

大塚委員長

はい。ただいま、学務課長から説明をいただきました。これに関して、質問・ご意見ありますでしょうか。

上田委員

はい。

大塚委員長	はい。上田委員
上田委員	議案第3号第3条の保育料について改正されていますが、保育料はどのようになるのですか。
学務課長	はい。保育料については、今回の新しい子ども子育て支援法については、先ほど説明したとおり、公立・私立とも自治体が定めることになっております。統一した、保育料となりますので、今回、別に定める条例の中で、保育園、認定子ども園も併せて定めております。 今までは、一律6,500円でしたが、階層ごとの区分に変わっております。 国から限度額が示されており、それぞれ、その限度額の中において、各自治体が定めていることになっています。 別海町では、第1階層については、0円。第2階層については、1,500円。第3階層については、8,000円。第4階層については、10,200円。第5階層については、12,800円となっています。 ただ、激変緩和措置を講ずるということで、3年間の激変緩和措置をとっています。 例でいいますと、第5階層で、平成27年度については、8,500円。平成28年については、10,600円。平成29年度で、12,800円という措置をとっております。 先ほど言いましたように、統一した利用者負担額となっておりますので、今回は、幼稚園の設置条例の中には入りませんが、別に定めるということで、ご理解いただきたいと思います。 以上です。
大塚委員長	はい。上田委員、よろしいでしょうか。
上田委員	はい。
大塚委員長	他に何かございませんか。私の方から1点よろしいですか。入園願書はなくなったのですか。
学務課学校教育担当主幹	はい。それでは、申込について、ご説明させていただきたいと思います。 新たな支援法につきましては、先ほど、学務課長の方から申し上げましたとおり、別海町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例で、利用者負担額につきまして定めてございます。 入園の手続につきまして、従前、入園願書というものを園の方に提出していただいておりますが、別に定める条例、規則並びに要綱等に基づきまして、申込書を受けるということになってございます。 支給認定申請書と兼ねて入園申込書ということになってございますので、そちらの規則並びに要綱の方で定めてございます。
大塚委員長	わかりました。

教育部長
大塚委員長
教育部長

はい。

部長、お願いします。

補足させていただきます。今回の子育て支援法の導入によりまして、幼稚園も含めて町が事業主体となるということになります。

これまでは、幼稚園園児につきまして、各幼稚園に申し込み、幼稚園が認めて入園すると。これは私立も同じで、今まではそのような制度でしたが、今回は1号認定と言いまして、3歳から5歳までの子が教育を受けることになり、その認定を町がするという形に制度上なります。

よって、これまで、入園届けというものでしたが、先ほどの主幹の説明にもあったように、町に認定の申請も併せて申請をしていただき、町が認定した後、幼稚園の方に入園をしていただくという制度に変わりますので変更になったということでございます。

大塚委員長

ありがとうございます。

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

大塚委員長

それでは採決いたします。議案第3号及び議案第4号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

大塚委員長

異議なしと認め、議案第3号及び議案第4号について原案のとおり決定することといたします。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第5号から議案第13号についても関連しておりますので、事務局から一括して説明願います。

学務課長

はい。課長、お願いします。

それでは、議案第5号から第13号まで一括説明します。

今回の改正につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方の教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との強化、地方に対する国の関与の見直しを抜本的な改革を行うために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されましたので、平成27年4月1日から施行する、関係について、関連する規則等について所要の改正を行うものであります。

まず、議案第5号「別海町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則の制定について」内容説明いたします。

資料の16ページをお開きください。

この規則については、委任に関する規則ですが、今回の改正により、教育長に委任された事務の執行状況等について、教育委員会議の報告が今回義務

づけされましたので、新しく加えるものであります。

第4条 委員会の会議の報告 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告しなければならない。

第1号 教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する事務 各定例会の会議。

第2号 児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると思込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務当該事務の処理を開始した後最初の最初に招集される会議からその後当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議までの会議。

第3号 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議（指定がなされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議）。

第4号 前3号に定めるもののほか、法第25条第1項の規定に基づいて教育長に委任した事務のうちの重要と認めるもの当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む）。

第5号 法第25条第1項の規定に基づいて教育長に臨時に代理させた事務 当該事務処理が終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む）。

附則として施行期日ですが、この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第26号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

経過措置として、改正法附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の別海町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第4条の規定は適用せず、この規則による改正前の別海町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第4条の規定は、なおその効力を有する。

続いて、議案第6号「別海町教育委員会事務局等の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

資料の19ページになります。

この規則の改正につきましては、法の一部改正により、関係条文のズレに伴う改正となっております。法律第19条第2項を第18条第2項に改めるものであります。

附則として施行期日ですが、この規則は地方教育行政の組織及び運営に関

学務課長

する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行の日から施行する。

続いて、議案第7号「別海町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

資料の20ページになります。改正後で説明します。

第3条の組織の職及び職務ですが、教育部次長及び教育部長を教育部長及び教育部次長に順序を改めたものであります。

同条第3項第1号ですが、教育部長は、教育長を補佐し、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。

こちらに関しては、これまで、教育長が欠けたときには、あらかじめ定める職務代理者について、教育委員会が事務局の職員を指名してきておりましたが、今後は、教育長が教育委員を指名することになりましたので、今回改めております。

附則として、施行期日ですが、この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律一部を改正する法律の施行の日から施行する。

経過措置として、改正法附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の別海町教育委員会事務局組織規則第3条第3項第1号の規定は適用せず、この規則による改正前の別海町教育委員会事務局組織規則第3条第3項第1の規定は、なおその効力を有するものであります。

続いて、議案第8号「別海町教育委員会会議と規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

資料の22ページ目になります。改正後で説明します。

第2条の会議及び招集ですが、これについては、委員長を教育長に改めております。以下、この規則に関する委員長名は、教育長名にそれぞれ改めております。

続いて、第2条第3項ですが、法第14条第2項の規定に基づいて、会議の招集請求があったときは、臨時会を召集するものとする。

これについては、委員の3分の1以上の会議招集の請求があった場合は、会議を開催するかできることになりましたので、これを条文化したものであります。

続きまして、資料の26ページ目になります。

第18条 会議録の公表 教育長は、会議録（第9条第1項の非公開を除く。）を作成したときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。

今回の法の改正においては、公表については、努力義務として定められて

学務課長

おりますが、施行通知の中で、強く公表することが求められておりますので、今回この公表について条文化しております。

附則ですが、前規則と同様のため、省略させていただきます。

続いて、議案第9号「別海町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。

資料の28ページ目になります。

第1条では、法の一部改正によりまして、関係条文のズレに伴う改正であります。第14条第2項を第15条第2項に改めるものであります。

第2条につきましては、委員長名を教育長名に改めております。

附則についてですが、この附則についても、前規則と同様のため、内容については省略させていただきます。

続きまして、議案第10号「別海町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

第1条では、法の一部改正による関係条文のズレに伴う改正であります。

第14条第1項及び第15条を第15条第1項及び第16条に改めるものであります。

第2条、第3条、第4条、第6条、第7条については、それぞれ、委員長名を教育長名に改めたものであります。

附則については、前規則同様でありますので、省略させていただきます。

続いて、議案第11号「別海町教育事務執行の点検評価等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明いたします。

資料の33ページ目になります。

第1条及び第2条については、法の一部改正により、関係条文のズレに伴う改正であります。

第1条では、第27条第1項を第26条第1項に改めるものであります。

第2条では、法第23条各号を第21条各号に改めるものであります。

附則として、この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

続いて、議案第12号「別海町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」説明いたします。

資料の34ページ目になります。

第5条の公印の台帳ですが、総務課長を学務課長に改めております。

既に機構改革によりまして、職名が変わっておりますので、現職名に改めたものであります。

続いて、別表第3条関係であります。改正前の下段にあります、別海町教育委員会委員長之印、それから、35ページの表の中段になります、別海

学務課長

町教育委員会委員長代理之印を削除をしまして、改正後の３５ページ目になりますが、別海町教育委員会教育長職務代理者之印に改めるものであります。

附則については、施行期日ですが、この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正する法律の施行の日から施行する。

経過措置として、改正法附則第２条第１項の場合においては、この訓令による改正後の別海町教育委員会公印規程別表の規定は適用せず、この訓令による改正前の別海町教育委員会公印規程別表に規定は、その効力を有する。

続きまして、最後になります。議案第１３号「別海町教育委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」説明いたします。

資料の３７ページ目をご覧ください。改正前で説明いたします。

第２章 教育長の職務代行 題名、それから、第２条 教育長の職務代行についてですが、これらについては削除をしております。

以下、この規程においては、課の名称、それから、文書の文言の表現等については、現状のものに改めた内容となっております。

附則については、前規程と同様のため、省略させていただきます。

以上、議案第５号から第１３号の内容説明について終わります。

大塚委員長

はい。ただいま、第５号から第１３号まで、課長の方から説明をいただきました。ご説明のとおり、新教育長制度の導入により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が改正されたことによる、規則等の改正でございます。

これに関して、質問・ご意見ありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

大塚委員長

それでは採決いたします。議案第５号から議案第１３号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

大塚委員長

異議なしと認め、議案第５号から議案第１３号について原案のとおり決定することといたします。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第１４号について事務局から説明願います。

中央公民館主任

はい。それでは、議案第１４号「別海町中央公民館中西別分館活動推進委員会委員の解職について」内容の説明をいたします。

２４ページをお開きください。

委嘱を解く委員は、赤木弘文さんです。

委嘱を解く年月日は、平成２７年２月１５日であります。

赤木さんは、中西別小学校に勤務されておりましたが、平成２７年２月１６日付けで根室市歯舞中小学校へ転勤のため、解職するものです。

中央公民館主任	なお、補欠委員につきましては、平成２７年３月３１日まで不在とし、平成２７年４月１日付けで委嘱し、委嘱期間としては、別海町公民館設置及び管理等に関する条例第８条第３項に基づき、前任者の残任期間とする予定であります。 以上で内容説明を終わります。
大塚委員長	はい。ただいま、議案第１４号について、担当の方から説明をいただきました。 これに関して、質問・ご意見ありますでしょうか。 （「なし」の声あり）
大塚委員長	それでは採決いたします。議案第１４号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
大塚委員長	異議なしと認め、議案第１４号について原案のとおり決定することといたします。よろしく願いいたします。 次に、議案第１５号「校長・教頭の人事について」であります。こちらは人事案件になりますので、日程第５「その他」の後に行いたいと思います。 －〔協議案〕－
大塚委員長	続きまして、協議案第１号「平成２７年度町立小・中学校等の入学式の日程について」事務局から説明をお願いいたします。
学務課長	平成２７年度の入学式につきましては、４月６日、小学校が午前、中学校が午後に行われることになっております。また、幼稚園３園につきましては、４月８日午前１０時から入園式ということになっております。この会議の後に協議をいただきまして、教育委員さんの出席する学校についてご決定をいただければと考えております。以上です。
大塚委員長	ただ今、入学式の日程について、学務課長から説明がありました。小学校が４月６日午前日程で行われ、中学校は同じく６日の午後日程ということですので。それから幼稚園につきましては、４月８日一斉に１０時から行われるということになっております。教育委員と職員で祝辞を割り当てますが、これについては会議終了後にお諮りしながら調整していきたいと思いますので、日程について、ご了解願いたいと思います。これに関して、質問・ご意見ありますでしょうか。 （「なし」の声あり）
大塚委員長	なければ採決いたします。協議案第１号について原案のとおり可決すること、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
大塚委員長	異議なしと認め、協議案第１号について原案のとおり決定することといた

大塚委員長

します。

－【その他】－

大塚委員長

それでは日程第5「その他」に入りたいと思います。事務局から何かございませんか。

（「なし」の声あり）

大塚委員長

それでは、議案第15号「校長・教頭の人事について」であります。こちらは人事案件になりますので、関係する事務職員以外は一旦、退席願いたいと思います。

議案第15号「校長・教頭の人事について」教育長から説明をお願いいたします。

－（非公開）－

それでは採決いたします。議案第15号について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

大塚委員長

異議なしと認め、議案第15号について原案のとおり決定することといたします。よろしくお願い致します。

以上で、本日予定していました案件については全て終了しました。

これをもちまして第2回教育委員会議を閉会いたします。皆さんどうもご苦労様でした。

－【閉 会】－